

第3次みやま市行政改革大綱（案）

平成29年12月



目 次

第 1 章 行政改革の必要性	1
(1) 本市の状況	
1. 人口の状況	
2. 財政状況	
(2) これまでの行政改革の取組み	
(3) 行政改革の必要性	
第 2 章 大綱の位置付けと計画期間	6
(1) 大綱の位置付け	
(2) 計画期間	
第 3 章 大綱の基本方針	7
第 4 章 具体的な取組み	9
(1) 行政改革大綱の体系	
(2) 具体的な取組み	
I 開かれた市政への取組みと市民等との協働	
II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供	
III 組織力の向上	
IV 安定的な財政基盤の確立	
第 5 章 大綱の推進	13
(1) 推進体制	
(2) 大綱に基づく実施計画の策定	

第1章 行政改革の必要性

1 本市の状況

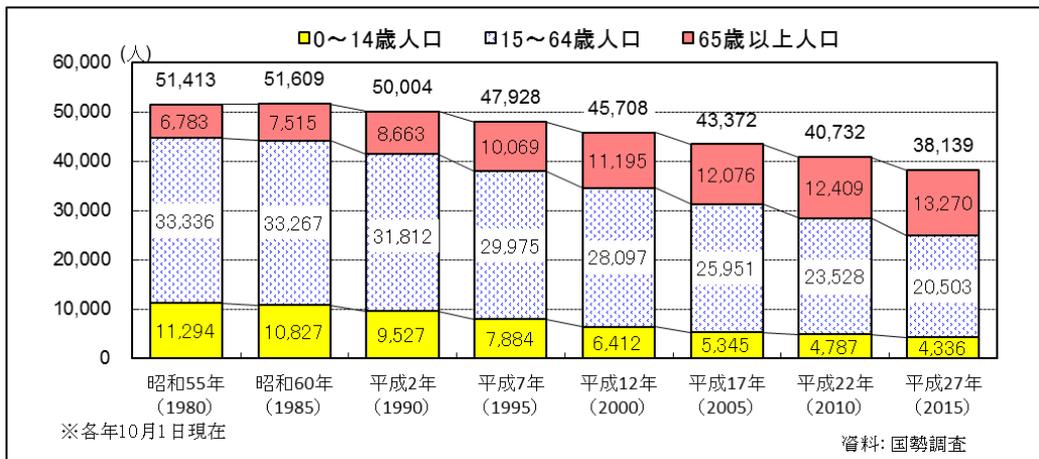
(1) 人口の状況

本市の人口は、昭和60年以降一貫して減少傾向にあります。平成27年国勢調査の人口は38,139人で、昭和60年(51,609人)から約26.1%減少しています。また、この30年間で、65歳以上の人口割合(高齢化率)は著しく上昇しており、平成27年国勢調査の高齢化率(34.8%)は昭和60年(14.7%)から20ポイント上昇しています。その反面、14歳以下の年少人口割合は低下の一途をたどっており、急速な少子高齢化社会が進行しています。

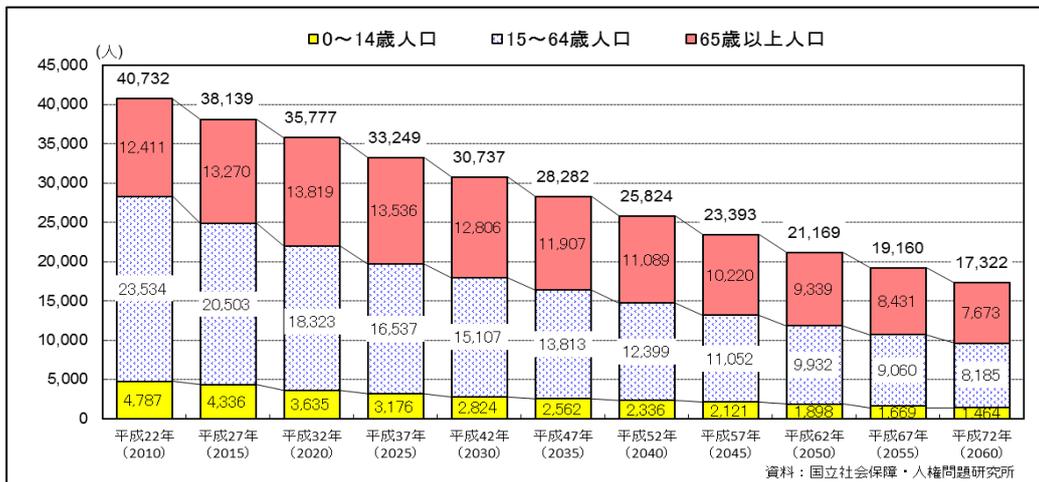
国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、本市の人口は今後さらに減少を続け、平成52年(2040年)には25,824人で平成27年と比べて約32%減少し、人口の約43%が65歳以上、生産年齢人口(15~64歳)は48%(平成27年国勢調査は54%)になると推計されています。

このようなことから、歳入では、生産年齢人口の減少による税収の減少、歳出では、老年人口の増加による医療、介護などの社会保障関係経費の増加などにより、市の財政運営が厳しさを増す状況となることが懸念されます。

<人口の推移>



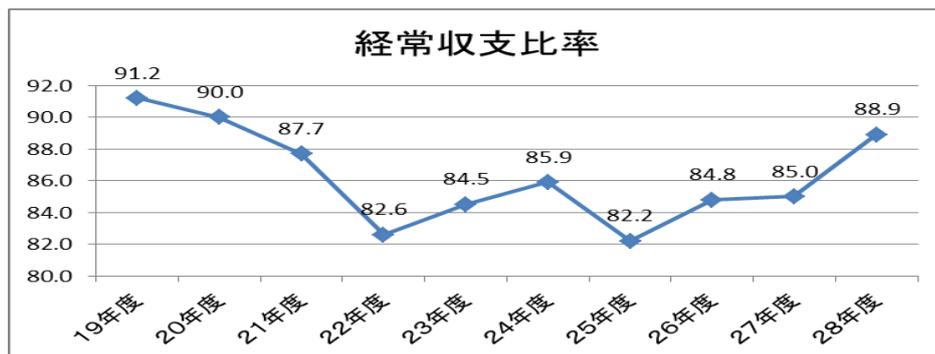
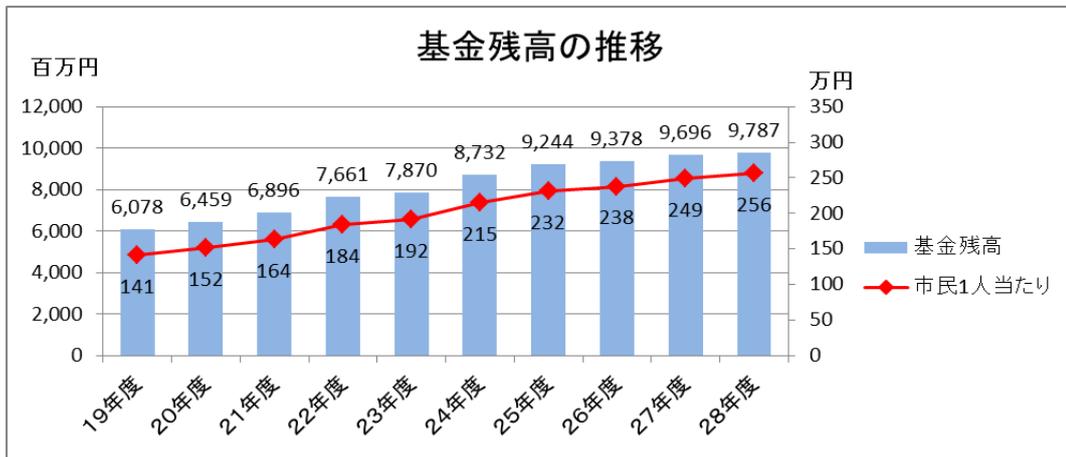
<人口推計>



(2) 財政状況

本市の財政状況は、これまでの行政改革の取組みの成果などもあり比較的良好に推移しています。しかし、歳入では、自主財源に乏しく、財源の約3割が地方交付税に依存している状況で、市税などの自主財源の脆弱さが課題となっています。国の厳しい財政状況から地方交付税の減額や、平成28年度より始まった普通交付税の合併算定替えの縮減の影響などにより減収が見込まれることから、新たな財源の確保が必要です。一方、歳出では、人口減少に歯止めをかける新しい取組みや市民ニーズへの対応、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増加などにより、今後の財政運営もさらに厳しくなることが予想されます。

このため、今後も引き続き効果的・効率的な行財政運営を推進し、財政の健全化に努めていく必要があります。



2 これまでの行政改革の取組み

本市では、合併からこれまで行政改革大綱及び実施計画を2回策定し、行政改革の推進に取り組んできました。

(1) 第1次行政改革の取組み（平成20年度～平成24年度）

第1次行政改革では、合併効果を最大限に生かし、歳出削減の取組みを推進してきました。特に組織機構の見直しや定員適正化計画の推進による職員数の削減、及び物件費の縮減など歳出の抑制を精力的に行ってきました。また、未利用財産の売却や有料広告収入、施設使用料の見直し等新たな財源の確保を図りました。その結果、5年間の累積効果額は約19.1億円となっています。

□ 5年間の累積効果額

区 分	累積効果額
人件費の抑制	8億4,040万円
歳出の抑制	6億5,944万円
財源の確保	3億9,575万円
公共施設の適正管理	1,557万円
合 計	19億1,116万円

(2) 第2次行政改革の取組み（平成25年度～平成29年度）

第2次行政改革では、第1次の行政改革方針を継承・発展させ、本市を取り巻く環境、課題の変化に対応するために、「市民が主役となる協働のまちづくり」「スリムでスピーディーな行政機構の確立」「持続可能な財政基盤の確立」の3つを改革の基本方針とし、5つの基本的方策により行政改革を推進してきました。

□ 第2次行政改革の主な実施項目・成果

基本的方策	主な実施項目・成果
市民参加型行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の設立 ・ 市民協働まちづくり事業補助制度の創設 ・ 委員公募制の実施 ・ パブリックコメント制度の実施
人材育成及び行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の人事交流の実施 ・ 休日開庁の実施 ・ コミュニティバスの導入 ・ 接遇マニュアルの策定
定員及び給与の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の削減 ・ 人事院勧告に基づく給与の改定 ・ 持家手当の廃止
効率的な行政システムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改革の実施 ・ 行政評価の推進、外部評価の実施 ・ 委託の一本化、一括契約等による経費削減 ・ ごみ処理施設等整備に向けた効果的な広域行政の推進

健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の枠配分方式の実施 ・ 物品の一括購入、管理の一括契約、節電等物件費の節減 ・ 中期財政計画の策定 ・ 滞納整理の強化、ふるさと寄附金の推進等自主財源の確保
---------	---

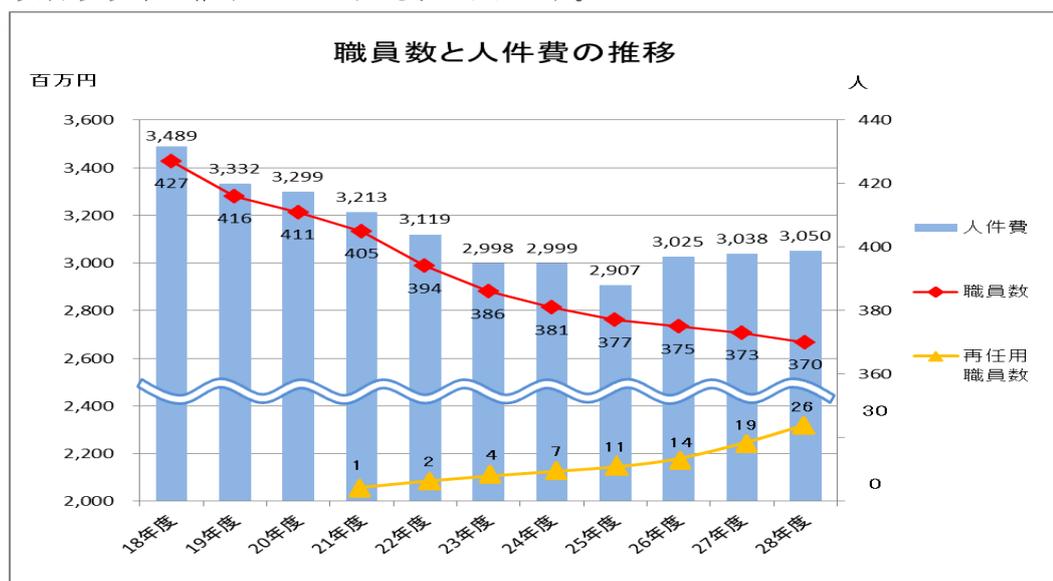
(3) 第2次行政改革の主な課題

これまでの行政改革では、様々な取組みを実施し、一定の成果を上げてきましたが、目標に達していないものや実施できなかった項目もあります。

□ 第2次行政改革の主な課題

基本の方策	主な課題
市民参加型行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の組織率の向上 ・ 女性委員の登用率の向上
人材育成及び行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資質向上に向けた継続的な取組み ・ 接遇の向上に資する市民満足度調査の実施 ・ コンビニ交付サービスの導入
定員及び給与の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員適正化計画の策定 ・ 時間外勤務の縮減
効率的な行政システムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織機構の見直し ・ 民間委託等の推進 ・ 指定管理者制度の導入
健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的に持続可能な財政運営 ・ 使用料、手数料の適正化 ・ 未利用財産の有効活用

このように、これまでの行政改革で残された課題については、引き続き解決に向けた取組みを行うとともに、行政改革の必要性や新たな課題を的確に捉え、第3次行政改革に継承していく必要があります。



※職員数は正規職員数、人件費は正規職員と再任用職員の合計

3 行政改革の必要性

これまでの2期にわたる行政改革の取り組みで一定の成果はあったものの、本市が直面する人口減少、少子高齢化や社会情勢の変化など行政が対応すべき課題は増加しています。また、人口減少による市税等の減収や地方交付税の縮減、公共施設等の老朽化や市民ニーズへの対応など、これまで以上に財政運営が厳しくなる状況も予想され、次に掲げる課題への対応が求められます。

(1) 地方創生への取り組み

地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある社会を維持するため、国では、平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。また、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等が策定され、今後の地方創生の方向性が示されました。これを踏まえ、本市が人口減少を克服し、実効性のある地方創生の取り組みを推進するため、「みやま市人口ビジョン」及び「みやま市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を策定しました。当該戦略を着実に実施し、人口減少に歯止めをかけ持続可能なまちとなることを目指していかなければなりません。

(2) 公共施設等の老朽化対策と都市基盤整備

本市の公共施設等は、高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に整備され、老朽化が進行しています。老朽化した公共施設等の維持管理や長寿命化には多額の事業費が必要となります。このようなことから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに、公共施設等の適正な維持管理を行う必要があります。また、増加する行政サービス需要に対応するため、バイオマスセンター、総合市民センター、基幹道路など、市民生活を支える都市基盤の整備が必要となります。

(3) 複雑・多様化する市民ニーズへの対応

市民ニーズが複雑化・多様化するとともに、少子・高齢化の進行や社会情勢の変動に伴い、子どもを産み育てる環境の変化や、世帯構成の多様化による地域コミュニティの希薄化が問題となっています。こうした中、質の高い行政サービスを提供し、市民満足度を高めるためには、行政のみならず、市民や企業、NPOなどの多様な主体がそれぞれの特色を生かし、公共サービスの担い手として活動できる環境づくりに取り組むとともに、様々な担い手の育成に取り組むことが必要です。

(4) 地方分権や新しい制度等への対応

地方分権改革では、国と地方との関係を対等・協力の新しい関係に転換するとともに、理念を掲げ、地方分権の基盤が構築されました。地域社会における諸課題は複雑化しており、それを画一的な方法で解決することはできず、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められています。こうした状況の下、地方は多様な

行政ニーズに主体的に対応することで、地域の元気をつくり、住民サービスの質を向上させることが求められています。今後ますます地方分権改革は加速すると予想され、これまで以上に自主性・自立性の高い行政運営の確立に向けて取り組む必要があります。また、本市では職員数の適正化に取組み、職員の削減を行ってきましたが、社会保障・税番号制度や新地方公会計制度など、新たな仕組みや制度改革等に伴う業務への対応が求められています。今後も限られた職員数でそれらに対応しながら市民サービスの向上を図るためには、職員一人ひとりの資質や能力の向上を図るとともに、積極的なICT化の推進や民間委託等の推進などにより、効果的で効率的な行政経営を進める必要があります。

これらの課題に対応するため、「最小の経費で最大の効果を上げる」という行政改革の考え方を基本とし、これまでの行政改革の取組みと成果を活かした、新たな取組みが必要となります。このため、「第3次みやま市行政改革大綱」を策定し、変化する社会情勢への対応や質の高い公共サービスの提供を目指すとともに、持続可能な行財政運営に向け、さらなる行政改革の推進が必要です。

第2章 大綱の位置付けと計画期間

1 大綱の位置付け

本市の行政改革について、第1次みやま市総合計画の基本方針の第7章「みんなで創るまちづくり」に「限られた財源を最大限に生かす行政改革を推進し、行財政の体質強化を目指す。」と掲げています。本大綱は、総合計画に基づき、行政改革を具体的に推進するために策定するもので、今後の本市の行政改革の基本方針や考え方等を示す指針となるものです。

また、総合計画に盛り込まれた施策を効果的・効率的に実現するための手段と位置付けるとともに、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略や個別計画との連携も図っていきます。

2 計画期間

大綱の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

第3章 大綱の基本方針

本市では、合併以来行政改革の取組みにおいて、既に様々な経費節減、事務事業の見直し等を行い、一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、高齢化の進行による医療・介護などの社会保障経費の増加や、人口の減少による市税収入の伸び悩み、老朽化した公共施設の更新等への対応など様々な行政課題を抱えています。

また、本大綱の推進期間中においても様々な社会情勢の変化が起こり、市民のニーズもますます複雑・多様化が進むと考えられることから、こうした行政需要への対応も求められます。

こうした状況の中で、今後も引き続き質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、これまで以上に厳しい姿勢、大胆な発想で歳入の確保や歳出の効率化を図り、危機感を持って持続可能なまちづくりに努めていかなければなりません。

このようなことから、第3次みやま市行政改革大綱においては4つの基本方針を定め、市民に「住んでよかった、ずっと住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりを目指します。

基本方針

I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

III 組織力の向上

IV 安定的な財政基盤の確立

I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

市民意向調査により市民ニーズを把握し、市民の市政に対する関心や参画意識を高め、市民と行政との市政への双方向参画を推進します。また、市政運営への理解を深めるため、保有する市政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を進めます。

市民協働については、社会経済情勢の変化等により、市民ニーズは多様化・高度化し、行政だけでは対応は困難となっていることから、市民や民間事業者、NPOをはじめとした多様な担い手との協働により、適切な行政サービスを提供するとともに、暮らしやすい地域社会の実現を図ります。

また、本市の魅力を市内外に向けて発信するシティプロモーションの取組みを推進し、市民の地元・地域への愛着を醸成するとともに、ブランド化の推進や来訪者、定住者の増加を促進し、本市の持続的な発展へとつなげます。

Ⅱ 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

市民の暮らしやすさや満足度を高めるため、市民ニーズを的確に捉えた上で、費用対効果を十分に考慮し、市民に配慮した質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

公共施設の老朽化に伴う更新等の課題に対応するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、中・長期的な視点に立った施設管理や適正配置を進め、効率的な公共施設マネジメントを推進します。また、学校跡地をはじめとした未利用市有財産の有効活用を図るとともに、市民の利便性向上の観点から、支所機能の見直しや本庁舎の充実に取り組みます。

行政評価システムを活用し、P D C A マネジメントサイクルに基づく事務事業の検証・評価を行うとともに、I C T を活用した事務の効率化を図ります。

Ⅲ 組織力の向上

地方分権の進展や市民ニーズの複雑・多様化に伴い、本市が取り組むべき新たな事務が増加しています。このような状況の変化や市民要望を的確に捉え、全庁一丸となって適切かつ迅速に対応できる効率的な組織体制を構築します。また、組織を支える職員の能力向上と意識改革を推進し、組織力・職員力の向上を目指します。

また、定員適正化計画に基づき、計画的な人材の確保及び再任用制度の活用により、職員の定員管理の適正化を図るとともに、業務量等に合わせた適正で適材適所の職員配置に努めます。

職員給与については、国の給与制度や民間の給与実態等を考慮し、給与水準や制度の適正化を図るとともに、時間外勤務の縮減に向けた取組みを推進します。

Ⅳ 安定的な財政基盤の確立

厳しい財政状況のなかで、市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを将来にわたって継続していくためには、行財政運営の効率化や健全化に向けた取組みを進めていくことが必要です。

そのため、より一層の歳出の効率化と創意工夫による財源確保に徹底して取り組みます。また、真に必要性の高い事業へ予算を重点配分するなど事業の選択と集中を進め、限りある財源を効果的・効率的に活用することにより、安定的な財政基盤の確立と健全な財政運営を推進します。

また、公営企業等については、事業の推進を図るとともに、歳入の確保と経費の削減に努め、経営の健全化と効率的な運営を目指します。

第4章 具体的な取組み

1 行政改革大綱の体系

基本方針	取組項目	実施施策
I 開かれた市政への取組みと市民等との協働	(1) 開かれた市政の推進	① 市民ニーズによる市民と行政との双方向参画
		② 行政情報の公開・提供の充実
		③ シティプロモーションの強化
	(2) 協働によるまちづくりの推進	① 協働事業の推進
II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供	(1) 市民サービスの向上	① 窓口サービス等の充実
		② 本庁舎・支所の見直し
		③ 施策・事業の評価
		④ ICT（情報通信技術）の活用
	(2) 公共施設マネジメントの推進	① 公共施設の適正管理
		② 公共施設の運営等の効率化
III 組織力の向上	(1) 職員の意識改革と能力向上	① 職員力の向上
		② 職員の意欲の向上
	(2) 効率的な組織体制等の確立	① 定員管理の適正化
		② 組織体制の検討
		③ 給与の適正化と時間外勤務の縮減
IV 安定的な財政基盤の確立	(1) 健全な財政運営の推進	① 計画的な財政運営
		② 歳入の確保
		③ 歳出の見直し
		④ 公営企業等・第三セクターの経営健全化

2 具体的な取組み

I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

(1) 開かれた市政の推進

① 市民ニーズによる市民と行政との双方向参画

市民目線を取り入れた施策の立案や、より質の高い行政サービスを提供するため、市民意向調査やパブリックコメント等を実施し、市民ニーズの把握や行政への参画機会の確保に努めます。

② 行政情報の公開・提供の充実

広報誌やホームページ、SNS等を活用し、市政情報をよりわかりやすく提供し、市政の現状や課題を市民と共有していきます。また、審議会等の会議を積極的に公開し、公正で透明性の高い行政運営を進めていきます。

③ シティプロモーションの強化

本市の魅力を市内外に向けて戦略的に発信するシティプロモーションの取組みを推進し、みやまブランドの推進や来訪者、定住者の増加を促進し、本市の持続的な発展につなげます。

(2) 協働によるまちづくりの推進

① 協働事業の推進

地域の様々なニーズや課題などに効果的・効率的に対応するため、自助・共助・公助による適切な役割分担のもと、市民、地域、NPOなどの多様な主体との協働を推進します。また、自主防災組織の育成や防災訓練の実施など、災害に強いまちづくりを推進します。

② 民間活力の活用

窓口業務や定型業務など、民間委託の可能性を検証し、市民サービスの向上や業務の効率化を進めます。また、指定管理者制度の導入など、民間活力を活用した公共サービスの導入について調査・検討します。

II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

(1) 市民サービスの向上

① 窓口サービス等の充実

市民目線に立った分かりやすく親切・丁寧な窓口サービスを実施するため、手続きの見える化や庁舎案内の見直しを行い、市民サービスの向上を図ります。また、各種証明書のコンビニ交付の導入等に取り組む、市民の利便性の向上を図ります。

② 本庁舎・支所の見直し

農業委員会や教育部局は、本庁と事務所の位置が分散し、市民の利便性が悪

くなっています。本庁舎の執務面積不足を解消するとともに、本庁への業務の集約化を進め、市民の利便性の向上を図ります。

③ 施策・事業の評価

行政評価システムを活用し、P D C Aマネジメントサイクルに基づく事務事業の検証・評価を行い、市民サービスの向上を図ります。また、施策評価に取り組み、事業の選択・集中化を図り、行政需要の効果的な運営を推進します。

④ ICT（情報通信技術）の活用

スマートフォンなどのモバイル端末の普及や「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の導入に伴い、ICTを効果的に活用することで、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するとともに、事務処理の効率化や経費の節減を図ります。また、情報化社会に対応したセキュリティ対策の強化に取り組めます。

（2）公共施設マネジメントの推進

① 公共施設の適正管理

市の公共施設等は、高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に整備されてきました。今後これらが一斉に更新時期を迎え、大きな財政負担になることも予想されます。みやま市公共施設等総合管理計画に基づき、適切かつ効率的な公共施設等の維持・管理を行うとともに、長寿命化や施設の統廃合など、公共施設マネジメントを推進します。

② 公共施設の運営等の効率化

公共施設等については、未利用の市有財産について売却や貸付のほか再利用を行うなど、有効活用に努めます。また、受益者負担の適正化の観点から、施設使用料のあり方を検討し、適正な料金に見直しを行います。

Ⅲ 組織力の向上

（1）職員の意識改革と能力向上

① 職員力の向上

人材育成基本方針に基づく職場内外での職員研修の充実や、他団体への派遣により、職員の意識改革や能力・資質の向上を図り、市民ニーズに柔軟に対応できる人材を育成します。また、接遇マニュアルの確実な実施により職員の接遇力を高め、市民満足度の向上を目指します。

② 職員の意欲の向上

職員の労働意欲や能力を引き出すために、公平公正な人事評価制度の構築を進めるとともに、職員提案制度を活用し、組織の活性化に努めます。また、働きやすい職場づくりを推進し、職員の能力、意欲を引き出し、市民サービスの向上を図ります。

(2) 効率的な組織体制等の確立

① 定員管理の適正化

新たな行政課題や権限移譲により業務が増加している状況で、安定した行政運営を行うために、みやま市定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めます。

② 組織体制の検討

組織体制については、これまでも効率的な体制となるよう見直しを行ってきました。限られた人員で最大の効果を上げることができるよう、事務事業の見直しや効率化の取組みを推進します。また、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に即応できるよう、組織機構の見直しや業務量調査に基づく人員の適正配置に努めるとともに、課題に応じた組織横断的な取組みを推進します。

③ 給与等の適正化と時間外勤務の縮減

職員の給与については、国、県及び他の地方公共団体との均衡に配慮しながら、適正に見直しを行います。また、仕事と生活の調和及び事務事業の効率的な執行の観点から、時間外勤務の縮減に努め、ワークライフバランスの推進や経費の節減を図ります。

IV 安定的な財政基盤の確立

(1) 健全な財政運営の推進

① 計画的な財政運営

厳しい財政状況が見込まれる中、枠配分方式による経常経費の縮減と、臨時的経費については、事業の選択・重点化を進め、持続可能な財政運営の確立に努めます。また、統一的な基準による公会計の整備を行い、予算編成や推計等に活用し、計画的で健全な財政運営を推進します。

② 歳入の確保

市民負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上に取り組むとともに、各種手数料について、受益者負担の適正化を推進します。また、ふるさと納税の推進をはじめ、新たな有料広告など創意工夫による自主財源の確保に努めます。

③ 歳出の見直し

各種団体への補助交付金については、第三者委員会による検証を行い、公平性・公益性・有効性の観点から適正化に努めます。また、他自治体との施設の共同利用や事業運営など広域連携を推進し、市民の利便性の向上と事務事業の効率化を図ります。

④ 公営企業等・第三セクターの経営健全化

水道事業は、安定して安全安心な水の供給ができるよう、効率的な施設の更新や維持管理に取組み、経営の健全化を図ります。公共下水道事業については、

下水道への加入促進を図り、水洗化率の向上に努め、事業の推進と長期的に安定したサービスの提供に取り組めます。また、企業会計へ移行し、経営の効率化と健全化に向けた取り組みを進めます。第三セクターについては、経営状況を把握し、経営の健全化に努めます。

第5章 大綱の推進

1 推進体制

行政改革の推進にあたっては、本大綱及び実施計画に基づき、庁内に設置する「みやま市行政改革推進本部」を中心とした全庁的な連携のもと取り組みを推進します。

2 大綱に基づく実施計画の策定

大綱に基づく行政改革の取り組みを着実に推進するため、取組内容や成果目標、年度目標を定めた実施計画を策定し、計画的に取り組めます。

また、実施計画の進捗状況を把握し、その結果を広報誌やホームページ等を通じて広く市民に公表します。